

# こころ

神政連レポート「意」  
No.225

- 01 巻頭言 時勢に向き合い、いま思うこと／打田 文博
- 03 特集1 選択的夫婦別姓論議に欠落している  
「子供に与える影響の事前評価」の視点／高橋 史朗
- 07 特集2 同性婚訴訟・五高裁違憲判決の問題点／小坂 実
- 11 政教分離訴訟の現状について／百地 章
- 13 公開憲法フォーラムを開催
- 14 終戦八十年全国戦歿者慰霊祭 斎行報告

# 時勢に向き合い、いま思うこと



神道政治連盟会長  
打田 文博

「時局を憂いてい  
るだけでは、時世の  
好転はない」これは  
本連盟常任顧問の  
宮崎義敬元会長の  
言葉であります。

昨今、目まぐるしく移り変わる時局の中にあつて、時には足元を見失いそうになり、自問自答を繰り返すことがしばしばあります。そのような時、先人達の言葉を想起し、勇気を頂いて課題に正面から取り組む毎日です。その意味でも全国の同志の方々や国会のみならず地方議会で活躍される議員の皆様が存在は誠に心強く思います。岸田内閣当時、やっと憲法改正に向け国会発議の道筋が見えてきたかと思つた矢先、先の総選挙で自民党は惨敗し、敢え無く頓挫となりました。確かに敗北の要因はありましたが、事実とは異なる視点でイメージが拡散し、国民を巻き込む大きな流れと

しては、「即位後朝見の儀」におけるお言葉の中で、「皇位を継承するに当たり、上皇陛下のこれまでの歩みに深く思いを致し、また歴代の天皇のなさりようを心に留め」とお述べにられました。しっかりと心に留め活かせねばと存じます。

次に、夫婦の姓の問題について、我が国は選択的「夫婦同姓」であります。一部の人達は選択的夫婦別姓を求めます。しかし、本連盟が主張する旧姓の通称使用が社会的に拡大する中、殆ど不便は解消されていません。親子別姓・兄弟姉妹の別姓など、社会に混乱をもたらす制度は不要です。中には、アイデンティティーの問題とおつしやる方もおりますが、大多数の子供達が親子別姓は「いやだ」と答えているアンケート結果を見ると、子供のアイデンティティーはどうなるのかと言いたくありません。DEI(多様性・公平性・包括性)プログラムを進めていたアメリカでは、それを終了する大統領令が出されました。そもそもDEIは、一九六〇年代までの米国において、黒人など人種差別撤廃を訴えた社会運動で、その結果、一九六四年に「公民権法」が成立し、人種宗教・性別・国籍に基づく差別から保護されるようになって

なったことは残念でなりません。

さらには、第二次トランプ政権の誕生により世界が混乱する事態となりました。果たしてトランプ大統領は、何に危機感を抱いて様々な施策を打ちだしているのか、それを見極める必要があります。政治のリーダーには、国益を第一に考え、知性と感性に裏打ちされた舵取りが求められます。

さて、本連盟が現在、喫緊の課題として取り組んでいる施策は、「皇位の安定的継承に関する法整備」と「旧姓の通称使用の拡大」です。皇位の安定的な継承については、衆参両院議長のもとで意見集約の最終局面に至っているようで、今国会中に立法院の総意がまとめられる見通しとなりました。その内容は、我々の考えと大きな隔たりはありませんが、将来的に「女系天皇」に繋がりがかねない見直しはあつてはなりません。皇位が古来例外なく万世一系で継承されて来たことの重みは国の根幹に関わる事柄です。今上陛下にあらせられま

たと聞きます。その後、多様性・公平性・包括性は、とどまる所を知らず六十年が経ち、欧米はその行きすぎたDEIに警鐘を鳴らし、軌道修正が始まったのです。我が国では、過度に拡大していた三十年前に米国などの影響を受け、選択的夫婦別姓の議論が始まりました。今必要なのは、DEI先進国の反省点を学び、我が国の文化や国民の感情を大切に取り組むことです。従つて、まずは社会生活の不便を解消するため旧姓の通称使用を進め、それを担保するための法制化の必要はあるのかもしれませんが、戸籍制度の崩壊を企む活動家の動きには注意が必要です。何れにしても、国民生活に関わる問題ゆえに国民的議論が大切です。

本年は終戦八十年の節目の年でもあり、本連盟では去る三月八日、沖縄県護国神社において全国戦歿者慰霊祭を斎行致しました。今日の平和を享受出来るのは、まさに英霊の力戦奮闘のお陰です。平和をお題目のように唱えたり体験学習を行うだけでは「平和を守る覚悟」は生まれません。真に平和を望むのなら、先ずは戦歿者の慰霊と感謝の誠を捧げることが必要不可欠だと思えます。

## 選択的夫婦別姓論議に欠落している 「子供に与える影響の事前評価」の視点

麗澤大学特別教授・  
モラロジー道徳教育財団 高橋 史朗  
道徳科学研究所教授

脳科学者の茂木健一郎氏がイギリスで出版した『The Little Book of IKIGAI』が三十以上の言語に翻訳され、ドイツでは昨年のノンフィクション部門ベストセラー一位となり、新渡戸稲造の『武士道』、岡倉天心の『茶の湯』のように世界的な注目を集めている。二〇二二年に同じく日本文化の深層を象徴する「和み」に着目した『The Way of Nagomi』も出版されている。

「和を以て貴しと為し」から始まる聖徳太子の「十七条憲法」に象徴される和の精神や、持続可能な「日本型ウェルビーイング」の中核である「生き甲斐」の視点から、今日の「選択的夫婦別姓」問題の是非について考える必要がある。日本文化の本質である「生き甲斐」や「和み」を失った子供が多いことが、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査（学習到達度調査）で明らかになったからである。

世界の八十一カ国を対象に実施している同調査（二〇二二）によれば、日本は数学的リテラシーと科学的リテラシーは一位、読解力は二位と世界のトップレベルで

應義塾大学特任教授の鈴木寛元文部科学大臣が、この問題について鋭く警鐘乱打したが、ほとんど黙殺されたままで、根本的な対策を立てる動きは全く見られない。

五年毎に策定される「教育振興基本計画」に「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の二本柱が明記されたが、PIISAの調査結果は「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という教育目標とは全く逆行している日本の子供の現実を浮き彫りにした。

「選択的夫婦別姓」問題について、この現実を踏まえた子供の視点から考える必要がある。「選択的」だからよいではないかというが、姓を選べるのは夫婦だけで、子供には選択の自由はなく「親子別姓」が強制される。国連のグテレス事務総長は子供のウェルビーイング・幸福を重視する立場から、「子供に影響を及ぼす可能性のあるすべての決定及び行動において、子供の最善の利益を第一次的に考慮すること」を求め、子供の権利の享受に影響を及ぼす法律、政策などが子供に与える影響の事前評価及び事後評価（実際の影響の評価）の継続を要求している。

「選択的夫婦別姓」制度が子供に与える影響の事前評価を行うためには、子供の意見の調査が必要不可欠であ

あったが、「家族からのサポート」に対する生徒の評価が世界最低であり、しかも世界各国と異常にかけ離れて断トツに低いことが浮き彫りになった。「生徒の成長について進んで話す親」も七十三位と下から九番目の低さであった。

OECDの子供のウェルビーイング指標における日本の子供たちの状況は、①「困難に直面した時、たいていの解決策を見つけることができる」「自己有用感がある子供」、②「自分の人生に明確な意義や目的がある」と感じている子供、③全体として人生に満足していると感じている子供の割合はいずれも世界最低である。一言で言えば「生き甲斐」を最も失っているのが日本の子供であり、十年間で不登校児童が急増し、二〇二二年度の小学校では十万人を超え、中学校では約二十万人に及び、鬱や無気力、いじめなどが広がっている背景には、「生き甲斐」の喪失という根本問題があることを明確にしなければならない。

昨年三月六日に自民党本部で開催された日本ウェルビーイング計画推進特命委員会で、東大大学院教授・慶る。元旦（令和七年一月一日）の産経新聞が報じた「選択的夫婦別姓制度」についての小中学生調査（全国の小学生以上を対象に実施。民間の調査会社にも依頼し、中学性約一、八〇〇人、小学生約一五〇〇人から回答を得た）によれば、以下のような調査結果が明らかになった。もし、法律で「それぞれの名字のままでも結婚できる」ことが決まり、お父さんとお母さんが別の名字になったら、子供もお父さんお母さんのどちらかとはちがう名字になったり、兄弟や姉妹でもちがったり、おなじ家族のなかでもちがう名字になってしまふことがあります。こうしたことに賛成ですか、反対ですか。

〈回答者 一九五四人〉

○家族で名字が変わってもいいので賛成（一六・四％）

○親が決めたのなら仕方がないので賛成（一八・八％）

○家族で名字が変わるのはよくないので反対（四九・四％）

○よくわからない（一五・四％）

みなさんが結婚する際には、それぞれの名字のままでも結婚できる」と法律が変わっているかもしれません。そのとき、あなたはどうしますか。

○自分の名字を大切にしたいので別々の名字にしたい（二二・六％）

○家族で同じ名字がよいので別々にはしたくない(五九.九%)  
 ○よくわからない(二六.五%)

「女性の不便さ」に焦点が当てられ、「女性の自由」が主要論点のように議論されているが、親の都合、個人の自由が最優先で、親が必要な時だけ支え合う家族では、「子供の最善の利益」が損なわれるという視点が欠落している。家族とは、子供を健全な大人へと育てる重要な存在であるという視点から、法制度を整える必要がある。

家族の一体性よりも個人の自由や権利を優先すれば、家族の支え合いが弱くなり、結果として家族がバラバラに解体する方向へ向かいかねず、その時に不利益を受け犠牲になるのは、家族(特に両親)からの支えが必要な子供であることを忘れてはならない。

子供が成長する家族において大事なものは、

- (1) 特定の大人との継続的な関係性
- (2) 家族の絆と一体感
- (3) 倫理観

であり、父母と個別に良好な継続的關係を築くだけでは不十分であり、一体性や倫理観の欠落が子供に与える心理的ダメージを軽視すべきではない。

夫婦同姓を合憲と判決した最高裁大法廷(平成二十七

の姓(ファミリーネーム)もなくなり、国民全体に共通する制度としての「家族の姓」は廃止せざるを得なくなる。

PISA調査(二〇二二)によれば、子供のウェルビーイング指標である「困難に直面した時、解決策を見つけることができる」「自己有用感や」「人生に明確な意義や目的がある」と感じている日本の子供の割合は世界最低で、その原因の一つが親子の絆にあることが明らかになっている。これらは幼児期に育つ「非認知能力」と深い関係にあり、日本の教育の最大の問題がここにあり、この問題に拍車をかけることが懸念される。

夫婦別姓推進派は「家族の絆」の解体化を目指しているが、前述したPISA調査が浮き彫りにした日本の子供の精神的危機(「生き甲斐」「和み」の喪失)に拍車をかけることは火を見るより明らかである。四月九日に開催された麗澤大学創立九十周年記念シンポジウムで、OECDの前統計局長と欧米とは異なる「日本型ウェルビーイング」について討論したが、渡辺京二「逝きし世の面影」第十章「子供の楽園」が描いた日本社会に根差した「日本型ウェルビーイング」の中核である「親子の絆」と「子供の最善の利益」の視点から「選択的夫婦別姓」問題について論議を尽くす必要がある。

年十二月十六日)は、「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位として捉えられ、氏(姓)には家族の呼称としての意義があり、「子供の最善の利益」を重視している。また、「同一の氏(姓)を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義を見出す考えも理解できる」としている。つまり、家族内でも「同一の姓」を「名乗る」ことに意味があると認めている。

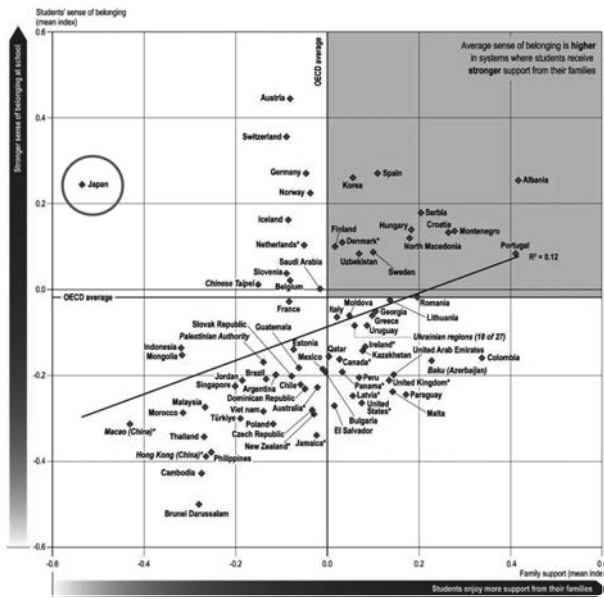
世界人権宣言、国際人権規約を初め、世界の各国の憲法は「家族の保護」をうたっており、ベアテ・シロタ・ゴードンが起草した憲法第二次草案にも、「家庭は人類社会の基礎」と明記されていたが、自明であるとして削除された事実も忘れてはならない。ベアテ草案の詳細については、拙稿「ベアテ・シロタ憲法草案についての一考察(1)―憲法第二十四条の制定過程を中心に―」『歴史認識問題研究』第六号、令和二年、を参照してほしい。

内閣府や読売・産経新聞、JNNなどが実施した三択(同姓支持、通称使用、別姓支持)の世論調査によれば、同姓維持・通称使用が五割近くを占め、別姓支持は三割前後に過ぎない。「戸籍」は「家族の一体性」を目に見える形で表すものであり、同じ戸籍の中で、親子、夫婦が別姓になれば、戸籍の「同一戸籍同一氏(姓)の原則」は崩壊し、「家族

【PISA二〇二二の調査結果】

- ・グラフの縦軸は「学校への帰属意識」横軸は「家族からの支援」
- ・日本は左上に独立するように位置している。
- ・日本の子供たちは、学校への所属意識は高めであるが、家族からのサポートが諸外国と比べて極端に低いことが読み取れる。

※詳しくは、拙稿「日本型ウェルビーイングと道徳教育(1)」『歴史認識問題研究』第十六号、九十一〜九十三頁参照。



出典:OECD、PISA2022データベース、付録B1、第3章

大阪高裁は三月二十五日、同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反と判断し、地裁での合憲判断を覆した。同種の訴訟は全国五地裁で計六件起こされ、違憲、違憲状態、合憲と判断が分かれたが、控訴審ではこれまで五件の判決は全て違憲となった。大阪高裁判決を受けて、毎日新聞の四月六日付社説は、「最高裁の判断を待たず、早急に同性婚を法制化することが国会の責務だ」と主張したが、前のめりに過ぎる。最高裁は来年にも統一判断を示す可能性があるが、これまでの高裁判決を巡る問題点を指摘したい。

◆ ◆ ◆  
五つの控訴審では、現行法令が、憲法十三条（幸福追求権）、十四条一項（法の下の平等）、二十四条一項（婚姻の自由）、二十四条二項（個人の尊厳と両性の本質的平等）に違反するかが争われた。五高裁とも違

例えば、大阪高裁判決は結論部分でこう示している。「現時点において同性婚を法律婚の対象としない本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向による不合理な差別をするものとして法の下の平等の原則に反する」と。つまり、同性婚を認めない現行法令は「性的指向による不合理な差別」であり、「個人の尊厳」や「法の下の平等」に違反するというわけだ。これは四判決にほぼ共通する論旨と言っている。

しかし、この判断には首を傾げざるを得ない。というのも、そもそも「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」と定めた二十四条一項は、現行憲法が「婚姻」について定めた唯一の規定である。同項こそは司法が婚姻について検討する際の最大の「拠り所」の法であり、また二十四条二項はあくまで一項を前提とした規定である。だとすると、現行法令が二十四条一項に明確に違反するものではないにもかかわらず、十四条一項と二十四条二項には違反するとした四高

憲判決とはいえ、決して横並びではない。何より注目すべきは、昨年三月の札幌高裁判決の突出だと言える。同判決だけが二十四条一項の「両性」を「当事者」や「人と人」と拡大解釈し、同性婚を認めない現行法令は二十四条一項にも違反するとした一方、残りの四判決は同項の明確な憲法判断を示さなかったのである。すなわち、「札幌高裁」対「四高裁」というある種の対立構図が浮かび上がるわけである。

この事実は、札幌高裁判決も四高裁判決も共に問題を抱えていることを示唆している。まず札幌高裁以外の四判決は、「法の下の平等」を定めた十四条一項と、婚姻や家族の法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等」に基づき制定されなければならないとした二十四条二項に現行法令は違反すると判断した（福岡高裁のみ十三条についても違憲とした）。

裁の判断は論理の飛躍と言わざるを得ない。言い換えれば、同性婚を巡る憲法判断の「主戦場」はあくまで二十四条一項であり、同項を含めた全体的な憲法解釈としての整合性が求められるはずである。札幌高裁以外の四判決が、二十四条一項について明確な憲法判断を示すことなく、十四条一項と二十四条二項に違反するとしたことは、全体的な憲法解釈としての整合性に著しく欠けると言うほかない。

◆ ◆ ◆  
元最高裁判事の千葉勝美氏は憲法上の人権保障については、十三条、十四条は「一般規定」であり、二十四条は「婚姻・家族」に特化して定めた「特別規定」という位置付けになるとした上で、こう述べている。「婚姻や家族という法制度については、特別規定である扱いやその合憲性審査においては、特別規定である二十四条が優先するので、基本的には二十四条との適合性こそが検討されるべきである。他方、十三条、十四条は、それらの理念は解釈の前提として参考になるとしても、二十四条の規定と齟齬する、あるいはそ

れに優先するような条項として適用されるべきではない」「同性婚と司法」。

そして、千葉氏は二十四条の「明文の規定」について、「異性婚を婚姻の制度として規定しているだけであり、同性同士の婚姻については規定していない」、「憲法は法制度としての婚姻としては同性婚というものを想定していない」と説く。その上で氏はこう指摘する。「二十四条の文言上からは、あるいは文言のままでは、現行の憲法秩序としては、婚姻に同性婚を含み得るとする解釈は無理であると考ええる」、「二十四条の婚姻についての規定が、同性婚を婚姻に取り込むことの高い壁となっており、それを乗り越えるためには、更なる憲法解釈を検討する必要があるように思われる」と。



一方、この「婚姻」をめぐる二十四条一項の「文言の高い壁」を乗り越えようとしたのが、札幌高裁判決だと言える。前記のように、同判決だけが二十四条一項の「両性」を「当事者」「人と人」と拡大解釈し、同項

実上の立法行為をするに等しい。立憲主義や憲法の規範性に反する」と(産経、昨年五月十二日)。つまり、司法による立法権の侵害であり、「裏口からの憲法改正」とも言える。

問題はそれだけではない。仮に「両性」を「当事者」や「人と人」と読み替え、従来の男女という「両性」の意味を空文化させた場合、憲法上の「婚姻」の限界に歯止めがなくなる恐れがある。現行憲法の制定から今日まで、二十四条の「両性」の文言は一人の男性と一人の女性に婚姻を限る役割を果たしてきた。そして、そこには「子を生み育て、次世代につなぐ」という婚姻の伝統的・本質的な意義が前提とされていたはずである。

「両性」の伝統的な意味が空文化した場合、「婚姻の自由」の名の下に、様々な性的嗜好が婚姻としての公的承認を求めてくる可能性は否定できない。前出の千葉氏は、このことに関連して、「この論理を前提にすると……例えば、当事者相互が真摯に愛し合うのであれば、三者間の婚姻や一夫多妻制の婚姻も法制度として許容されている(二十四条により合憲であ

は「同性婚も保障している」とする初判断を示し、同性婚を認めない現行法令は同項に違反するとした。注意すべきは、こうした拡大解釈を正当化するために同判決が、「憲法変遷論」という理屈を持ち出したことである。法解釈は社会状況の変化に応じて柔軟に変えるのが望ましいとする憲法解釈学の理屈である。

だが、例えば憲法学者の石埼学氏は、憲法変遷論に関連してこう指摘する。「そうした考え方の典型は自衛隊の合憲性をめぐる議論で、憲法が変遷したから自衛隊は合憲だという主張があるわけです。しかし、憲法学界は憲法九条については変遷を認めていません。なのに、二十四条については変遷を認めるといっては、それは筋が通らないだろうと思います」(『明日への選択』令和五年八月号)。

同じく憲法学者の八木秀次氏は、少数者救済の目的のために、裁判所が憲法変遷論を採用することについて警鐘を鳴らしている。「憲法を文言の原意に関係なく、裁判官の主観的判断で再解釈することは、司法がその権限を越えて文言を改正すること、つまり事(る)ということにもなり、歯止めがなくなりそうである」と指摘する。

だが、勘違いしないでほしい。実は千葉氏は同性婚推進論者である。憲法改正なしに同性婚の法制化を実現するには、「両性」を「当事者」や「双方」と読み替える文理解釈こそ「同性婚を憲法上の権利として法制化するための唯一の憲法解釈」であり「今日、司法は、そのことを国民から期待されているといえるのではなからうか」と氏は言う。

札幌高裁判決は結局、千葉氏の主張の「受け売り」と言つていい。だが、それ以降の四つの高裁判決は札幌高裁判決に倣って「両性」を「当事者」や「人と人」と拡大解釈しなかった。だからであろうか、千葉氏は五つの高裁判決を踏まえ、「最高裁として『両性』『夫婦』という『文言の壁』を越えるには、高裁よりも説得力ある根拠を示す必要がある」とのコメントを寄せられている(読売四月十三日)。筆者としては、「憲法の番人」たる最高裁が司法機関としての矩を越えないことを願うばかりである。

## 1 第二次東京霊簿訴訟最高裁判決

(令和七年一月十七日、第二小法廷)

本訴訟は先の大戦中に戦歿し戦後靖國神社に合祀された韓国人の遺族らが、靖國神社と国を相手に霊簿、祭神簿及び祭神名標からの原告に係する戦歿者名の抹消、新聞への謝罪文掲載、精神的苦痛に対する損害賠償等を求めて提訴したものです。第一次訴訟と同様、第二次訴訟でも令和元年に東京地裁、同五年に東京高裁が原告らの請求を全面的に棄却したため原告が上告していました。

最高裁は本年一月十七日、国の情報提供行為が違法か否かを判断するまでもなく、原告の損害賠償請求権は除斥期間を経過しており権利そのものが消滅しているとして高裁判決を是認し、請求を棄却しました。

これに対して三浦守裁判官の反対意見は、原審では国による情報提供行為が被合祀者を敬愛追慕す

る上告人らに及ぼした影響等について具体的な認定がなされていないとしました。しかし、これは昭和六十三年の殉職自衛官合祀訴訟最高裁判決によって否定された「宗教的人格権」の蒸し返しに過ぎず、今後への影響は考えにくいと思われまます。

## 2 東京即位の礼・大嘗祭訴訟

(東京高裁判決、令和七年二月二十八日)

令和元年五月から二年二月にかけて即位の礼および大嘗祭関係儀式が挙行されましたが、本訴訟は原告ら約三二〇人が国を相手に、諸儀式への国費支出は憲法二十条一項後段、三項、八十九条の政教分離規定に違反し、思想及び良心の自由、信教の自由、納税者基本権等を侵害するとして、損害賠償を求めたものです。これに対して令和六年一月三十一日、東京地裁は原告らの請求を棄却、原告らが控訴していましたが、本年二月二十八日、東京高裁も控訴を棄却しました。

本判決は地裁と同様、憲法二十条三項の政教分離規定は私人に対して信教の自由を直接保障したものでなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより間接的に信教の自由を保障したものであって、国が信教の自由を直接侵害しない限り違法とはならないこと、そして国による本件諸儀式の挙行及び国費の支出は、原告らに特定の宗教の信仰や宗教的活動を強制したり禁止したりするものではないとしました。これは従来の最高裁判例を踏まえたものです。

## 3 那覇市孔子廟撤去訴訟最高裁判決

(令和七年三月十七日、第二小法廷)

那覇市が管理している松山公園内には孔子等を祀る久米至聖廟が設置されています。この廟をめぐって最高裁は令和三年二月二十四日、市が宗教施設の設置を許可し土地の無償使用を認めてきたのは憲法二十条一項、三項、八十九条の定める政教分離に違反するとの判決を下しました。そこで住民らが改めて市長による設置許可自体を問題視し、同公園からの廟施設の撤去を求めていました。

これに対して最高裁はさる三月十七日、設置許可

の目的は宗教的意義を有するものではなく、特定の宗教に対して特別の便益を提供し援助しているものとはいえないとして、住民側の訴えを退けました。

判決は孔子廟について、施設自体には外観等からして社寺との類似性がある上、釋奠祭禮は宗教的意義を有し建物等も宗教性を有するとしながら、設置許可の目的は施設の歴史的、文化的価値、さらに観光資源として意義に着目し、地域の振興やまちづくりの実現などを図るといふ世俗的、公共的なもので宗教的意義を有するとはいえないとし、社会通念に照らし総合的に判断すると、市と宗教との関わり合いは相当限度を超えておらず、特定の宗教に対して特別の便益を提供し、援助しているものとはいえない、としています。

令和三年の違憲判決以来、佐賀県の多久聖廟や栃木県の足利学校など他の孔子廟と行政との関わりに対する影響が懸念されてきましたが、今回の判決によつて、宗教的施設であっても歴史的、文化的建造物や観光資源の場合には政教分離違反に当たらないとされたことは、大いに評価すべきです。

## 公開憲法フォーラムを開催

昨年十月の衆議院選挙では、与党は過半数割れとなる一方、立憲民主党など憲法改正に後ろ向きな政党が議席を伸ばした結果、改憲派勢力は改正原案の発議に必要な三分の二議席を確保できませんでした。衆議院憲法審査会の会長も護憲派を多く抱える立憲民主党から選出され、憲法審査会が開催されても議員任期の延長を巡って延々と議論を繰り返すばかりで、残念ながら憲法改正の動きは遅々として進んでいません。

然し、我が国ではいつ南海トラフ地震等の大規模災害が発生してもおかしくなく、また強大な軍事力を背景に台湾のみならず尖閣諸島にも領土的野心を見せる中国の動向等、我が国を取り巻く安全保障環境は悪化の一途を辿っています。いざ大規模災害や有事が発生した際に、国民の生命をしっかりと守ることができるよう、憲法改正を含めた法整備は待たなしの状況です。

神政連では現在、安全保障体制の構築と憲法改正の必要性をテーマに全国主要都市で「公開憲法フォーラム」を実施しています。昨年十月三十日には熊本市「熊本城ホール」

で開催し、二二〇名が参加しました。また本年三月八日に

は那覇市「沖縄ハーバービューホテル」で全国の神政連関係者を含む三五〇名の参加者を得て開催しました。特に沖縄では、櫻井よしこ氏から日本の置かれている厳しい現実を直視し、価値観を同じくする同志国と連携すると共に、憲法を改正して軍事的抑止力を高めることの意義を強調する基調講演がありました。第二部のパネルディスカッションでは、有事の際の最前線となる石垣市中山義隆市長が石垣島や他の離島の置かれている現況や台湾有事における先島諸島の住民避難計画等安全保障上の問題点を詳説し、元陸上自衛隊西部方面総監の本松敬史氏が有事における国民保護の問題や戦禍を逃れて日本へ渡航する台湾国民や中国の偽装民兵への対応、情報認知戦で要となる海底ケーブルの脆弱性等について指摘。その後、サイバー攻撃やグレイゾーン事態への対応等多岐にわたって熱い議論が交わされ、幕を閉じました。

本連盟ではこれからも憲法改正の気運を萎ませることのないよう、公開憲法フォーラムを継続して進めて参ります。

## 終戦八十年全国戦歿者慰霊祭 齋行報告

神政連中央本部では令和七年三月八日(土)に沖縄県那覇市に鎮座する沖縄県護国神社にて、「終戦八十年全国戦歿者慰霊祭」を齋行しました。これは、本年が大東亜戦争終結より八十年の節目の年であり、本連盟では改めて祖国のために尊い命を捧げられた英霊に慰霊と顕彰の念を表すと共に、八十年間の年月を平和に過ごすことが出来たことへの報酬、我が国のあるべき国づくりに向けて務めを果たしてゆくことを誓うことを目的として企画・齋行したものです。

祭典は加治順人 沖縄県護国神社宮司に齋主をお務め戴き、副齋主は神政連中央本部より高麗文康総務会長が奉仕しました。当日は中央本部役員を始め、全国より六十名の参列者が参集しました。また、来賓として石垣市長 中山義隆氏、元陸上自衛隊西部方面総監 本松敬史氏、産経新聞編集委員室長兼特任編集長 田北真樹子氏が参列しました。今回の慰霊祭では全国より地産の銘酒が納められた他、沖縄戦では激戦のさなかで将兵・国民は飢えと渇きに苦しんだことから、心ばかりの品として各地の銘水も併せて奉納されました。

午前十時、奉仕者・参列者一同で国歌斉唱・黙祷を行った後、式次第に則り齋行されました。祭詞では戦陣に斃れた将



兵だけでなく、祖国から遠く離れた荒野で命を落とされた抑留者、不公平な軍事裁判にて刑死・獄中死された昭和殉難者など、大東亜戦争に殉じた数多の英霊の慰霊と顕彰が祈念されました。続いて、舞姫によるみたま慰めの舞が納められた後、参列者一同によって歌曲「海ゆかば」が高らかに奉唱されました。玉串拝礼では打田文博会長、大山晋吾沖縄県神社庁長、中山義隆石垣市長が拝礼し、一〇時四十五分に祭典を終えました。祭典後、打田文博会長は今日の平和が尊い犠牲の上に成り立っていることを顧み、我が国が平和であり続ける国民運動を展開してゆく旨挨拶を述べました。

我が国は幸いにも終戦以降、八十年の平和を享受して現在に至っております。一方、戦友遺族の著しい高齢化の中にあつて、散華された英霊の思いを後世に継承することは現代を生きる我々の責務と言えます。神政連は今後も、英霊の慰霊顕彰に取り組み、安国の建設を期して活動してゆきます。

神道政治連盟は有村治子さんを推薦します

参議院議員・自民党 比例代表(全国区)選出

# 有村治子

ありむらはるこ

神政連は、自民党の第一次公認を得た有村治子さん(神政連国会議員懇談会副幹事長)を推薦することを機関決定しました。

活動をSNSで発信中



ご存知ですか？

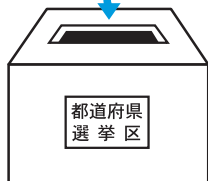
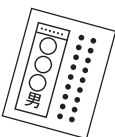
参議院 比例代表(全国区) 選挙の投票方法

全国すべての地域にお住まいの方に  
候補者名を書いて頂ける選挙です

1枚目 都道府県 選挙区

候補者名を書いて投票

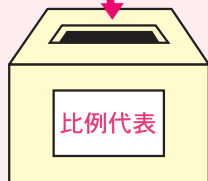
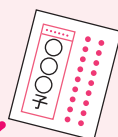
それぞれの  
都道府県で



2枚目 比例代表も

候補者名<sup>※</sup>を

全国  
どこでも



※政党名でも可



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号  
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321